

被災者 住宅 再建支援

この地震による被災地の多くは中山間地にあり、これらの地域は県内でも有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱であった。冬季を前にして、生活基盤として大切な住宅の再建が困難を極めるなど深刻な状況が生じており、被災者が安心して生活できる生活基盤を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能にするため、住宅本体の再建に補助金を交付するという、鳥取県独自の新たな住宅再建支援を行った。

「道路や河川といった公共物には手厚い支援制度がある。だが、いくら道路を直しても、そこに住まう人がいなくなるのではむなし。」「仮設住宅は解体費用も含めて1軒あたり300万円～400万円程度かかるが、いずれ壊すものに補助金があるのに、個人財産として残る場合はダメというのは割り切れない。税金で仮設住宅を大量に作るのを控えて住宅再建を補助する、という考え方はありえる。」「私的な財産に公費をつぎ込むことの是非は問題は依然として残るが、背に腹はかえられない。」(片山知事談)

片山知事は、悩んだ末、被災地の真の復興を願って異例の制度導入に踏み切った。

この支援策は、地震発生から11日目となる10月17日の記者会見で発表された。300万円の支給条件は、「地域を守る」という観点から「被災前と同じ市町村に建設する」というものだけで、全壊、半壊などの被害程度や所得の大小などは一切問わないわかりやすいものにした。

平成13年1月12日には、液状化等により傾斜等をした住宅について、住宅建設又は住宅補修の補助と併せて活用できる「住宅液状化復旧」を補助対象項目に追加し、被災住宅の早期復旧を図った。

この制度を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を平成13年7月6日に創設した。

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合
住宅	建設	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入 ※ 居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。
	補修	150万円	住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え ※ 敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。
	液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧(地盤補強、住宅の整地等を含む)
石垣・擁壁補修	150万円	被災に係る面積部分のみ。従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県1/3

鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業補助金集計

市町村名	住宅建設				住宅補修				住宅液状化復旧			
	件数	補助金実績額			件数	補助金実績額			件数	補助金実績額		
		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計
倉吉市	0	0	0	0	18	6,470	5,385	11,855	0	0	0	0
米子市	180	359,727	179,864	539,591	3,430	1,109,324	740,703	1,850,027	245	124,606	124,649	249,255
境港市	92	184,000	92,000	276,000	2,061	766,654	638,631	1,405,285	10	4,613	3,614	8,227
赤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伯町	56	112,000	56,000	168,000	1,363	444,244	310,919	755,163	0	0	0	0
会見町	30	60,000	30,000	90,000	711	280,921	203,817	484,738	0	0	0	0
岸本町	5	10,000	5,000	15,000	649	192,359	128,034	320,393	0	0	0	0
日吉津村	4	8,000	4,000	12,000	239	62,397	34,085	96,482	0	0	0	0
淀江町	0	0	0	0	265	83,915	50,874	134,789	4	1,800	1,132	2,932
大山町	2	4,000	2,000	6,000	92	25,469	15,582	41,051	0	0	0	0
名和町	0	0	0	0	13	4,779	3,496	8,275	0	0	0	0
中山町	0	0	0	0	6	1,029	511	1,540	0	0	0	0
日南町	3	6,000	3,000	9,000	349	113,391	67,085	180,476	0	0	0	0
日野町	102	204,000	102,000	306,000	1,287	520,647	795,248	1,315,895	0	0	0	0
江府町	1	2,000	500	2,500	429	130,775	86,084	216,859	0	0	0	0
溝口町	45	90,000	45,000	135,000	1,021	355,453	281,396	636,849	0	0	0	0
合計	520	1,039,727	519,364	1,559,091	11,933	4,097,827	3,361,850	7,459,677	259	131,019	129,395	260,414

鳥取県西部地震

住宅再建への公的補助

県全国初300万円を上限



鳥取県は県西部地震で住宅が全半壊、一部損壊し、建て替えや補修が必要となった世帯を対象に、全国の自治体では初めて公的補助制度を導入する。建て替えの限度額は300万円とする方針で、県が三分の二、市町村が三分の一を負担。市町村と相談した上で早急に予算案を組み、十一月初旬の臨時議会に諮る。

建て替えの場合、補助五十万円。負担割合は五割。市町村が半分ずつ、五十万円。市町村が半分ずつ、五十万円。市町村が半分ずつ、五十万円。市町村が半分ずつ、五十万円。

片山輔知事は住宅再建への公的補助導入について「今回の震災では中山間地の高齢化率が高い地区が大きな打撃を受けた。資金力、気力の面で今後の生活に不安を感じている方が多いが、地域

鳥取県西部地震で倒壊した米子市内の民家
6日午後3時30分

を支えてもらうため特例」と説明した。日野町では、全半壊が

六十六戸、一部損壊が三百四十四戸にも上り、町財政の圧迫が懸念されている。市町村負担の軽減について片山知事は「特別交付税を十分に確保する努力をしたい」と話した。

補助の財源として県は一般財源に加え、基金を充てる考え。県の主な基金は減債基金五百八十一億円、財政調整基金三十九億円がある。

阪神淡路大震災後の平成十一年四月から導入された被災者生活再建支援制度では、自然災害によ

平成12年(2000年) 10月18日 日本海新聞

(単位:千円)

市町村名	石垣・擁壁補修			計				
	件数	補助金実績額		件数	補助金実績額			
		県費	市町村費		計	県費	市町村費	計
倉吉市	4	1,080	1,348	2,428	22	7,550	6,733	14,283
米子市	108	27,508	27,552	55,060	3,963	1,621,165	1,072,768	2,693,933
境港市	4	1,322	1,325	2,647	2,167	956,589	735,570	1,692,159
赤崎町	1	210	210	420	1	210	210	420
西伯町	151	38,982	38,353	77,335	1,570	595,226	405,272	1,000,498
会見町	75	15,729	16,097	31,826	816	356,650	249,914	606,564
岸本町	82	24,133	24,133	48,266	736	226,492	157,167	383,659
日吉津村	0	0	0	0	243	70,397	38,085	108,482
淀江町	9	2,189	2,189	4,378	278	87,904	54,195	142,099
大山町	11	4,051	4,082	8,133	105	33,520	21,664	55,184
名和町	2	477	476	953	15	5,256	3,972	9,228
中山町	3	1,130	1,079	2,209	9	2,159	1,590	3,749
日南町	80	24,452	25,456	49,908	432	143,843	95,541	239,384
日野町	415	137,429	274,857	412,286	1,804	862,076	1,172,105	2,034,181
江府町	43	11,066	11,821	22,887	473	143,841	98,405	242,246
溝口町	136	42,960	49,636	92,596	1,202	488,413	376,032	864,445
合計	1,124	332,718	478,614	811,332	13,836	5,601,291	4,489,223	10,090,514

住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅建設）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
米子市	300万円	2/3	1/3	0	
境港市	300万円	2/3	1/3	0	
赤碕町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
西伯町	300万円	2/3	1/3	0	
会見町	300万円	2/3	1/3	0	
岸本町	300万円	2/3	1/3	0	
日吉津村	300万円	2/3	1/3	0	
淀江町	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
大山町	300万円	2/3	1/3	0	
名和町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
中山町	300万円	—	—	—	規程なし、該当住宅なし
日南町	300万円	2/3	1/3	0	
日野町	300万円	2/3	1/3	0	
江府町	300万円	2/3	1/6	1/6	
溝口町	300万円	2/3	1/3	0	低所得世帯には100万円を上乘せ

住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅補修）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
米子市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
境港市	～50万円	1/2	1/4	1/4	高齢者・母子世帯は県1/2、市1/2
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
赤碕町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
西伯町	～10万円	1/2	1/8	3/8	
	10～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
会見町	～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
岸本町	～50万円	1/2	1/4	1/4	5万円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日吉津村	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
淀江町	～50万円	1/2	1/6	1/3	町民税非課税世帯は町1/3、本人1/6
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
大山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
名和町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
中山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日南町	～50万円	1/2	1/6	1/3	4万5千円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日野町	～50万円	1/2	1/2	0	
	50～150万円	1/3	2/3	0	
江府町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
溝口町	～50万円	1/2	1/4	1/4	低所得者は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	低所得者は町1/2、本人1/6



鳥取県西部地震で被害を受けた溝口町が実施する震災復興支援の住宅建設事業を利用した住宅の第一号が二十三日着工し、現地で地鎮祭があった。町は「住宅建設が始まったことで復興に弾み

がつくと期待している。住宅を建設するのは同町畑池の農業、安達一孝さん（妻の音子さん）と築後百年以上という安達さんの住宅は地震で柱が傾くなど全壊の被害を受け、隣接する納屋を改装して仮住まいしている。新築する住宅は木造平

屋建ての2DKで、延べ床面積は四十六・六平方メートル。建築費は約五百万円。県の住宅復興補助金で、町の住宅復興補助金三百万円（うち百万円は町が負担）と町が独自に百万円などを充てる。旧宅を取り壊した建設予定地で行なわれた地鎮祭では、近くの大蔵神社

の安江和人宮司が祝詞を上げ、安達さんがくわれ。安達さんは「地震から今日まで長かった。資金面が心配だったが、補助が出てありがたい。一日も早く新しい家で暮らしたい」と喜びをかみしめていた。また溝口町の杉原良仁福祉保健課長は「被災者にとって一番の不安は住宅の確保。第一号の住宅が着工したことで、復興への光が見えてくるのではないかと話した。今回の地震で溝口町は全壊三千戸、半壊百四十五戸（十五日現在）の被

震災復興に弾み

支援 住宅第1号が着工

溝口

平成12年（2000年）11月24日 日本海新聞

害を受けた。住宅建設事業には、百二十九件の申る。相談が寄せられている。

全国初 液状化被害に支援

住宅復興 最高150万円助成

県、制度創設

鳥取県の片山知事は二十四日、鳥取県西部地震で液状化被害を受けた被災住宅に最高百五十万円まで助成する全国初の住宅再建支援制度を創設すると明らかにした。全国の自治体で初めて創設した住宅復興補助事業の追加対象とし、被災住宅の基礎復旧にかかる費用が五十万円以下の場合には県と地元自治体が三分の一ずつ、五十万円を超える場合には超過分の三分の一ずつを県と地元自治体が、本人が三分の一を負担する仕組み。県負担額一億五千万円の補正予算を十二月四日から始まる定例県議会上程する。

米子市役所で記者会見 を目前に被災者に早く安 一 次化被害を受けた判定 世帯、境港市内の住宅は 十 万円、このうち公費 した片山知事は、「被災 心して欲しい、復旧の進 されるすべての住宅、 と計約二百五十世帯。住 負担の最高額は百十六万 化被害を受けた住宅は住 筋をつけたかった」と制 米子市の安徳善名団地 宅補修に助成される住宅 六 万円となる。県、市の 宅の基礎や地盤強化工事 度創設の理由を説明し、 (同市宮蔭)、富益団地 復興補助金(対象限度 負担額はともに一億五千 が必要で、一般の被害住 米子市の金額も得たと 百五十万円)と併せて申 万円、会見に同席した 森田市長は「これから 宅とは異なる事情があ を明らかにした。 世帯、大浜川崎きよ排水 補助対象限度額は百五 県と一緒に復興に努力し



被災を受けた土蔵

ていきたい」として、十 宅供給公社も液状化対策 ノ海二区地震被災復興委 二月八日から始まる定例 を取らなかつた道義的な 市の市議会に市負担分の補正 責任から何らかの支援制 員会の矢野博司委員長は 予算を上程する。 度を検討している」と述 変うれいことと感謝し 片山知事はまた、「住 べた。新たな補助制度に たい」と喜びの表情で話 する分議・版死した興住 ついて、安徳善名団地中 った。

平成12年(2000年) 11月25日 日本海新聞

(参考:鳥取県西部地震被災者向けの住宅復興に関する主な支援策の実績)

(平成18年3月末現在)

事業名	適用期間	件数	金額(千円)	備考	
復興住宅資金利子補給事業	申請 H12 ~ H15.3.31	※延5,480	448,648		
災害復興住宅建設資金貸付事業 (上乘せ融資)	申請 H12 ~ H15.3.31	貸付	(61,500) 28,290	上段括弧書きは貸付金 下段は預託額(貸付残高の46%を県が預託)	
		利子補給	※延70		4,148
		計	87		32,438
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	H12 ~ H13.12.31	70	3,810	米子市 62 件、西伯町 7 件、日吉津村 1 件	
空き家活用型住宅家賃等負担軽減事業	H12 ~ H13.12.31	10	855	西伯町 10 件	
公営住宅建設等事業(県嵩上げ)	H13 年度着工分	26	92,029	西伯町(落合団地 14 戸) 日野町(野田団地 4 戸、第 2 黒坂団地 8 戸)	
仮設住宅建設等事業	H12 ~ H14.11.10	28	119,389	日野町(野田団地 4 戸、安原団地 2 戸、 下榎木団地 6 戸、黒坂団地 16 戸)	

※ 各被災者が毎年利子補給を受けているものを重複してカウントしている延べ件数